

日本馬術連盟審判員規程

馬場馬術関連 修正箇所のみ抜粋

別表1 資格取得要件一覧

【馬場】

級	取得要件	活動の範囲
2	<p>3級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績（非公認含む）を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公認以外の競技会を含め、第2課目（Aクラス）および第3課目（Lクラス）の審判担当実績が5回以上 ・ 第4課目（Mクラス）以上のセクレタリー実績が2回以上 ・ 馬場馬術競技会のスチュワード実績が1回以上 ・ 騎乗者資格B級以上を有していること 	<p>3級の活動範囲に加え、第2課目の主任審判員 公認認定第4課目第5課目以下の審判員 （ジュニアライダー以外の公認認定FEI課目は含まない） チーフスチュワード</p>
1	<p>2級審判員資格取得後、直近3年間に以下の活動実績（非公認含む）を満たした者で、研修会を受講し検定試験に合格した者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績が10回以上（うち、第3課目（Lクラス）が3回以上） ・ シットイン・シャドウジャッジ実績（第4課目（Mクラス）以上）を5回以上 ・ 馬場馬術審判員研修会の受講実績を2回以上（ただし受講は年1回に限る） 	<p>上記に加え、主催・公認競技会の主任審判員・審判員 公認競技会の審判長（ただし、審判長リストにある者に限る）</p>
S	<p>1級審判員資格取得後、直近3年間に以下の要件または活動実績のいずれかを満たした者で、研修会を受講し検定試験に合格した者</p> <ol style="list-style-type: none"> ①FEI 審判員資格を有する者 ②以下のすべての実績を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績（競技回数）が30回以上 ・ グランプリ課目の審判担当実績が20回以上 ・ 審判長実績が9回以上 	<p>制限なし （ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る）</p>

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

※ 取得要件の第4課目（Mクラス）以上にはヤングライダー・ジュニアライダーも含む。

※ 非公認競技会の活動実績については、実績を証明できるもの（審判員名の記載された成績表など）があることを前提とする。